

令和5年度 生活のきまり

1 登下校について

(1) 登下校の時刻は、次のとおりとする。

登校：8：05教室自席に着席完了 完全下校時刻：夏18：00 冬17：00

(2) 交通ルールを守り、遅刻をしない。

(3) 登下校時には、明るく挨拶をする。

2 学習について

(1) 目標を持って学習に取り組む。

(2) 学習5つの目標を意識して取り組む。

- ・授業の準備を整え、チャイム前着席をする
- ・話している相手の目を見て聴く
- ・目標を持って意欲的に活動に参加する
- ・ノート（プリントの記入）を工夫し、ていねいにする
- ・家庭学習は（学年+6）×10分を目指す

(3) 忘れ物をしたときは、必ず先生に伝える。

3 校内生活について

〈言葉遣いや礼儀〉

(1) 相手を思いやる言葉遣いを心がける。

(2) 職員室に用があるときは、服装を正し、学級・氏名・用件を伝えてから入室する。

(3) 廊下は静かに歩き、来訪者には挨拶をする。

〈休憩・遊び〉

(1) 10分休みは次の授業の準備をする時間なので速やかに教室を移動する。

(2) 昼休みは、みんなのことを考えながら楽しく有意義に過ごすよう心がける。

(3) 屋外に出る時は外ばきの靴に履き替える。

(4) 他の教室には入らない。

〈集会〉

(1) 集会時は、定められた場所に速やかに集合しきちんと整列して待機する。5分前行動を心がける。

(2) 私語は慎み、話をよく聴く。

〈所持品〉

(1) 所持品にははっきり記名しておく。

(2) 学習に必要なもの以外は持ってこない。

〈整理整頓〉

- (1) 雨具、履物は決められた場所に置く。
- (2) 机、椅子は整頓を心がける。
- (3) 物などを使った時は後始末をする。
- (4) ロッカーの中はいつも整理しておく。
- (5) 清掃は全員で協力する。
- (6) 公共物は大切に使う。万が一破損した場合は速やかに届け出る。

〈課外活動〉

- (1) 持ち物は活動場所へもっていく。
- (2) 活動終了後は用具や場所の整理、戸締り、施錠を行う。

〈交友〉

- (1) 何でも話し合えるように心がける。
- (2) 思いやりの心を持って相手の立場を理解する。

4 校外生活について

- (1) 家の仕事は進んで手伝う。
- (2) 外出する時も身だしなみを整える。
- (3) 家の人には行き先、目的、同行者、帰宅予定時刻を告げてから出る。
- (4) 友人の家では訪問のマナーを忘れない。
- (5) 金銭の貸し借りやおごりあいはいはしない。
- (6) 水泳は許可されるまでしない。また許可された期間、場所、時間、注意事項を守る。
- (7) 事故があったら速やかに家庭、学校等へ連絡する。
- (8) 長期休業期間においては、別に定められた生活のきまりによる。
- (9) スマートフォン等の通信機器はルールを決めて使用する。
 - ①使用時間は保護者と相談して決める。
 - ②他人を誹謗中傷する内容の書き込みをしない。
 - ③個人情報勝手にアップロードしない。
 - ④面識のない人と会う事はしない。
- (10) 学校から貸し出されたタブレットは、きまりを守って学習のために使用する。

〈身なりのきまり〉

I 服装について

〈共通〉

- (1) 学校生活では、定められた服装（制服・体育着）を着用する。午後からは体育着で過ごす。
- (2) 制服の上衣左胸ポケットの上部に、名札（ネームプレート、夏服は布製でもよい）をつける。
- (3) ソックスは白とし、くるぶしが隠れるものとする。ワンポイントまで可。ストッキングは黒またはベージュとする。
- (4) 通学時の履物は履き慣れた靴とする。屋内ばき、体育時の外ばきは、学校で指定された運動靴とする。外ばき運動靴は、通学時に使用してもよい。
- (5) 上着の下にセーターやカーディガンを着用するときは、袖や裾を上着から出さない。色は黒・紺とし目立たないものとする。

〈男子〉

- (1) 学生服は上下とも、日本工業規格による「標準型」であり、「認証マーク」のついた、体型に合ったものを着用する。
 - ①ズボンはワンタックまでのストレート型とする。
 - ②上衣はベンツ（切込み）のないものとする。
- (2) ベルトは、黒・紺・茶色とし、細いものは使わない。
- (3) 学生服の下に着るワイシャツは白、Tシャツ・タンクトップは白無地とする。
- (4) 夏季は上衣に、白のワイシャツ（半袖または開襟でもよい）を着用する。

〈女子〉

- (1) イートン型女子学生服とし、リボンを正しく結ぶ。スラックスも可とする。
- (2) スカートは、膝が隠れる程度の長さとする。
- (3) 夏季は上衣を脱ぎ、白のシャツブラウス（半袖または開襟でもよい）を着用する（ベストを着用してもよい）。

〈体育時や実習時の服装〉

- (1) 体育時は、指定された体育着（冬季は長袖・ロングパンツ、夏季は半袖・ハーフパンツとし、いずれも上下とも氏名の入ったもの）を着用する。
- (2) 実習時は、それぞれの教科で指定された服装とする。

〈衣替え〉

- (1) 衣替えは原則として、夏6月1日、冬10月1日とし、前後に移行期間を設ける。
- (2) 移行期間については、別に定めた申し合わせ事項による。

2 頭髪のきまり

頭髪は清潔にし、学習諸活動の妨げにならないようにしておく。脱色、染色をしない。整髪料は使用しない。

(男子)

- ア 前髪は、眉毛にかからないようにする。
- イ 後髪は、襟にかからないようにする。
- ウ 横は、耳にかからないようにする。

(女子)

- ア 前髪は、目にかからないようにする。
- イ 後髪は、肩にかからないようにする。長い場合は、束ねる。

※髪を結うゴムや止めるヘアピン等は黒・茶色・紺などの目立たないものを使用する。髪留めは必要最小のものとする。

〈通学のきまり〉

1 自転車通学について

- ・自転車通学を許可された生徒は交通法規、交通道德を守る。
(無灯火、2人乗り、並進、傘さし運転等はしない)
- ・通学用自転車についてはドロップハンドル、変形ハンドルは禁止する。
- ・常に自転車は整備して事故防止に努める。
- ・通学用自転車は届出の上所定の標識をつける。
- ・自転車は学校より指定された自転車置き場に置く。
- ・学校指定のヘルメットを着用し登校すること。
- ・鍵は必ずかけること。

2 バス通学について

- ・乗車のマナーを守り事故のないように利用する。
- ・停留所では静かにきちんと並んで待つ。
- ・降りてから道路を横断するときは左右を確認し慎重に行動する。

3 徒歩通学について

事前に届け出た通学路を歩いて通学する。

○保護者同伴とすること

外泊、旅行、スキー、スケート、カラオケ、ゲームセンター、ボーリング場 等